

令和2年7月吉日

生産者 各位

JA 東京スマイル  
経済営農指導部 営農指導課

**新型コロナウイルス感染症による農業被害に関する  
各種補助金について（補助金・給付金・支援交付金）**

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大が多くの生産者の経営に深刻な影響を及ぼしている状況にあることから、国や都、農林水産振興財団による各種補助金事業が創設されております。

つきましては、①から④までの各補助金等のポイントをまとめましたので申請の参考としてご案内申し上げます。

- ① 持続化給付金（国の給付金）
- ② 経営継続補助金（国の補助金）
- ③ 新販路開拓に向けた設備導入支援事業（都の補助）
- ④ 高収益次期作支援交付金（国の支援交付金）

<お問合せ>

JA 東京スマイル 経済営農指導部 営農指導課  
03-5680-8953

## ①持続化給付金

新型コロナウイルス感染拡大防止のための営業自粛などにより経営に大きな打撃を受けた生産者さんを支援する制度です。

### ◆ 月の収入が半分以下に減少で給付対象

2020年1月から12月までのある月の収入が、昨年の月平均売上の半分以下に減少すれば対象となります。

### ◆ 前年の収入との差額を給付 (上限100万円)

収入が半分以下に減少した月の収入を12倍し、前年の年収との差額が給付されます。

※ 月間の収入が分かる売上台帳等、及び2019年分の確定申告書が必要です。

---

## ②経営継続補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策（機械・設備導入など）を行う生産者さんの取組みを支援します。

### ◆ 補助の対象となる経費

①経営継続に関する取組み（上限100万円）

例：人同士の接触を避けるため、野菜の自動販売機を導入する。

②感染拡大防止の取組み（上限50万円）

例：消毒・マスク・飛沫対策などの衛生管理費用。

※ 5月14日以降の取組みで、12月末までに支払が完了した経費に限ります。

※給付金ではなく、一定の取組みに対しての補助であるため自己負担が発生します。

## ③新販路開拓に向けた設備導入支援事業

新型コロナウイルスの発生により従来の販路が失われ、厳しい経営環境に置かれている生産者に対し、新たな販路の開拓や6次産業化を支援し、生産者の収益力向上を図ります。

### ◆ 補助対象施設等

○ 冷蔵用機器 ○ 出荷用機器 ○ 直売用の施設  
その他、処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機器  
処理加工・販売のための建物 等

### ◆ 上限額2,000万円（補助率3/4以内）

---

## ④高収益次期作支援交付金

新型コロナウイルスの影響による市場価格の低落などの影響を受けた作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援します。

### ◆ 支援対象となる生産者

令和2年5月～7月の間に野菜・花卉・果樹について出荷実績があり市場での売上が前年同月比2割以上減少した生産者または、廃棄により出荷できなかった生産者

### ◆ 交付の対象となる取組み

例①：苗・肥料・農薬等の資材購入  
例②：灌水装置や換気扇の導入による経費  
その他、作業環境の改善に資する経費

### ◆ 支援単価

10a（1000㎡）あたり5万円

※収入保険、農業共済等に加入者している。又は今後加入予定の生産者が対象になります。

※3戸以上の生産者（3戸以上1組）で申請します。